

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度拡充、次期学習指導要領内容
精選に係る意見書

新型コロナウイルス感染症が感染症分類で5類へと移行し2年が経ち、日常生活・社会生活が元に戻ろうとしています。しかし、新型コロナウイルスが消えたわけではなく、学校現場ではこれからも新型コロナウイルス対策を講じ、学びの保障や心のケアなど教職員が不断の努力を続けなければなりません。

また、新学習指導要領への対応だけでなく、貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しています。

中学校でも35人以下学級が実施されることとなりましたが、ICT教育推進等にもないタブレットが導入され、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。きめ細やかな教育の実施や学校の働き方改革を実現するためには、加配措置ではなく抜本的な定数改善計画に基づく教職員定数改善が不可欠です。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。

こうした観点から、2026年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう要請いたします。

記

- 1 よりきめ細やかな教育を実施するために、計画的な教職員定数改善を推進すること。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。
- 3 ゆたかな学びを保障するため、次期学習指導要領の内容を精選すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和7年9月19日

福岡県小郡市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
文部科学大臣